

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年1月30日

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

資 料

| | | |
|-------|-----------------------------------|-------|
| 1 | (仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（素案）について | 1 |
| 2 | 今後のスケジュールについて | 1 |
| 参考資料1 | 市民説明会での主な御意見等及び町の対応について | 2～10 |
| 参考資料2 | パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について | 11～39 |
| 参考資料3 | 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（案） | 40～42 |

政 策 課

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

1 (仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（素案）について

(1) 町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

令和7年8月31日（日）に保健センターで（仮称）大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定に向けた町民説明会を開催しました。

当時は、17名の方に御参加いただき、貴重な御意見や御提案をいただきました。
主な御意見等は、[参考資料1](#)のとおりです。

(2) パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について

令和7年11月4日（火）から12月3日（水）までの期間で、条例素案に対するパブリックコメントを実施し、20名の方から合計69件の御意見等をいただきました。

パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方は、[参考資料2](#)のとおりです。

(3) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（案）について

町民説明会及びパブリックコメントでの御意見等については、条例案に反映できる御意見等は反映しました。

いただいた御意見等を反映した条例案は、[参考資料3](#)のとおりです。

※ [参考資料3](#)の下線部分が、御意見等を反映した箇所です。

2 今後のスケジュールについて

| 年月日 | 会議等 | 備考 |
|-----------|---------------------|-------------------------|
| 令和8年1月13日 | 政策会議 | パブリックコメントの結果報告及び条例案について |
| 令和8年1月30日 | 総務建設常任委員会協議会 | パブリックコメントの結果報告及び条例案について |
| 令和8年2月13日 | 令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会 | 条例案の提案 |
| 令和8年4月1日 | 条例の施行 | |

町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

※ 町の対応は、当日の回答を記載。⇒以降は、今後の対応を記載。

| No. | 主な御意見等 | 町の対応 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>「(3) 近隣住民の範囲」は、建物が倒壊したことを想定し、基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に限るということだが、総務省が出している「電波と安心な暮らし」では、携帯電話基地局のアンテナから発射される電磁波の距離は、電波の地上での電力密度の例の中で、その距離が500mとの記載がある。</p> <p>世界的にみると、基地局から300mの範囲内で人体への影響や症状が出ているとのことで、フランスで実施した疫学調査では、特に300mの範囲内では、人体への影響が認められているとの結果も出ている。そういう面も考慮して、建物が物理的に倒壊するという範囲ではなく、電磁波の影響がある距離として300mもしくは、総務省で示している500mの範囲内にしてほしいと思う。</p> | <p>本町が作成している骨子（案）では、携帯電話基地局が倒壊したことを想定し、物理的に安全な範囲として携帯電話基地局が設置された建築物の2倍の距離を「近隣住民の範囲」として設定しています。</p> <p>御提案いただいた総務省で示している「電磁波が発射される距離」も含め、適切な範囲を検討します。</p> <p>⇒ 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内としています。</p> |
| 2 | 条例制定後に、施行規則や運用基準等を作る予定はあるか。 | 条例（素案）の段階で、届出書類等の事務手続きに係る事項を示した施行規則を制定する予定です。 |
| 3 | <p>条例の施行規則を作るということだが、抽象的で分かりにくい記載には、解説を入れてもらいたい。</p> <p>「(1) 目的」の「事業者が配慮すべき事項」、「(4) 事業者の責務」の「イ近隣住民に説明を行い、理解を得る」や、「ウ近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努める」との記載があるが、「誰が、何を、誰に対してなど」を具体的に記載しないと内容が理解できない。</p> <p>さらに、「オ基地局に関する工事に着手する前に、当該工事の計画書を町長に提出する旨を定める」とのことだが、計画書を受け取った</p> | <p>条例制定に合わせて、施行規則を制定する予定です。施行規則は、届出書類等の事務手続きに係る事項を定めるもので、条例の具体的な内容を示すものではありません。</p> <p>御意見をいただいたそれぞれの事項については、条例制定と同時に条文の具体的な内容などを示した逐条解説を作成する予定です。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | 後の対応などを明確にしてほしい。 | |
| 4 | 逐条解説は、どのタイミングで公表するのか。 | パブリックコメントを実施する際に、お示しする予定です。 |
| 5 | 大磯町内の携帯電話基地局の設置状況は、どうなっているか。 | 総務省がホームページで公表しているデータ（令和7年7月末時点）によりますと、大磯町内には52基の携帯電話基地局が設置されています。その内訳は、NTTドコモが7基、KDDIが15基、ソフトバンクが18基、楽天モバイルが12基となっています。 |
| 6 | 2010年に鎌倉市で制定された「携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例」を参考にしているか。 | 全国で条例を制定している自治体は、鎌倉市、二宮町及び宮崎県小林市の3つの自治体のみであり、これらの自治体の条例を参考に骨子（案）を作成しています。 |
| 7 | <p>5Gに変わることで、電磁波の被害が、先ほどもフランスの例があったが、疫学調査の結果で携帯電話基地局から300mの範囲内において食欲不振や視覚障害、うつ症状、性欲減退、頭痛、睡眠障害、倦怠感、疲労感などといった人体への影響が強く出ているとの結果がある。これは、2019年5月の欧州協議会で報告されたものである。</p> <p>また、次世代を担う保育所、小・中学校については、携帯電話基地局から300mの距離をおくことや、青少年に対する電磁波の影響についても言及している。</p> <p>大磯は自然が強みで観光を推進している町であり、将来の世代が安心して暮らせるよう、電磁波から子どもを守る必要がある。電磁波の影響がない町にすることで、特に若い世代の人口を増加させることに繋がると思う。そのため、近隣住民の範囲は、携帯電話基地局の高さの2倍の範囲ではなく、電磁波の影響を考慮して慎重に設定する必要があると思う。</p> | <p>日本における現状は、国内で定められた安全基準を満たした携帯電話基地局が設置されています。そのため、本町で制定する条例の中で携帯電話基地局の設置を規制することはできないと考えています。</p> <p>一方で、諸外国での研究結果の状況や大磯町内でも「電磁波過敏症」等の症状を訴えられる方がいることは承知していますので、携帯電話基地局が設置される前に事業者からの事前説明や、説明会の開催を求められるような規定を設けたいと考えています。</p> <p>また、近隣住民の範囲については、条例草案を作成する中で町民の皆様からの御意見や先進自治体の状況等も踏まえて設定したいと思います。</p> <p>⇒ 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内としています。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 8 | <p>今年度（令和7年度）、二宮町で条例を施行しているので、条例の内容を参考にするとともに課題等の聞き取りをしてもらいたい。</p> <p>町内に携帯電話基地局が52基設置されていることだが、私の住んでいる東町地区のたまやの近くにKDDIの携帯電話基地局がある。近隣の住民から健康被害等について連絡を受けているか。</p> | <p>先進自治体である鎌倉市、二宮町、宮崎県小林市の条例を参考にするとともに、二宮町及び鎌倉市には課題や状況等を聞き取り、骨子（案）を作成しています。</p> <p>二宮町は、令和7年4月に条例を施行していますので、その後の状況等についても意見を聞き取り、条例を制定していきたいと考えています。</p> <p>なお、東町地区の方から町への健康被害の訴えや携帯電話基地局の設置に関する問合せはありません。</p> |
| 9 | <p>健康被害は出てからでは遅いので、未然に防ぐことが必要である。具体的に電磁波が500m、300mという数字も出ているので、早く条例化すべきである。</p> <p>小さな町だからこそ、電磁波の影響がない町としてアピールすることが必要ではないかと思うので、条例を制定している自治体と同様の考え方ではなく、大磯町独自の考え方で条例を施行すべきではないかと思う。</p> | <p>令和7年3月議会定例会において請願をいただき、その請願を町議会は全会一致で採択しました。</p> <p>条例を制定するためには、役場内で合意形成を図り、町民の皆様の御意見をお聞きしたうえで議会へ提案して審議いただく必要がありますので、最短でも令和8年4月の施行となることを御理解いただきたいと思います。</p> <p>また、今回の町民説明会をはじめ、今後はパブリックコメントも予定していますので、町民の皆様の御意見を踏まえて、大磯町にあつた条例を検討します。</p> |
| 10 | <p>町民からの陳情、請願を経て、町議会が全会一致で条例化に向けて進んでいることに関しては、大磯町にとって大変意味のあることだと思う。しかしながら、実質的には「電磁波の国際基準」や「日本の総務省の考え方」がある中で大磯町としてどこまで踏み込んだ条例ができるのかがポイントになると思う。</p> <p>行政として請願が採択され、この条例制定を速やかに進めたいという気持ちを聞かせてもらったが、皆さんが話しているように、この先は国・県で定めている上位法令に対して、大磯町としてどのように取り組むかが重要である。国・県との折衝などは、大変かつ時間を要</p> | <p>憲法で、国民は「営業の自由」を保障されていることを御理解いただきたいと思います。その憲法で保障されている「営業の自由」に基づいて様々な法律があり、携帯電話基地局も法律に沿って建てられています。そのため、法律に沿って建てたものに問題があるのであれば、本来的には法律を見直すことになります。法律の整備が追いついていない場合には、条例を制定してできる限りの是正を講じていくことになります。</p> <p>しかしながら、法律に反する条例を制定しても効力が認められず、事業者からは、現在の法律のままでは裁判を起こされて、裁判所か</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>することであり、電磁波について言及することは厳しいのではないかと思う。</p> <p>そのため、まずは条例化することで事業者に対して大磯町の考え方を示し、次の段階で国の基準等に対して、大磯町の町民の現状を伝え、働きかけることが必要ではないかと思うが、担当者としてどのように考えているか。</p> | <p>ら条例は認められないとの判決が出ることも懸念されます。そのようなことも踏まえ、法律に反しない限りで条例を制定したいと考えています。</p> <p>なお、本条例を施行して足りない部分があれば、踏み込んだ内容にしていく必要があるかもしれません。</p> |
| 11 | <p>すごい勢いで技術革新が進んでいるので電磁波に限らず、様々な面で弊害が出てきており、過去を振り返っても答えがない状況である。</p> <p>目先の利益に捉われずに将来的なことを見据えて、行政と議会で議論を重ねてほしいと思う。</p> | <p>行政と議会がお互いに町の両輪として議論を重ねていくことが町政の基本だと考えていますので、御指摘いただいたことを意識して引き続き、行政運営に努めていきたいと思います。</p> |
| 12 | <p>町内にある携帯電話基地局（52基）の場所は、どこに問い合わせたら確認できるか。</p> | <p>総務省のホームページで公表されていますが、詳細な住所（地番等）の記載はありません。令和4年度に本町からの要請に基づき、携帯電話等通信事業者から届出書の提出があった携帯電話基地局に関しては、設置場所を把握しています。</p> <p>なお、個人情報保護の観点から町役場で携帯電話基地局の設置場所を示した地図を作成し公表することはできませんが、公開できる情報は、情報公開条例に基づき開示しています。</p> |
| 13 | <p>6月頃に台町地区で携帯電話基地局の設置に係るNTTドコモの説明会があった。設置する機器などの工事概要の話がほとんどで、電磁波の影響等に関する内容はなかった。事業者だけの説明会では、事業者にとって有利な当たり障りのないことを説明するので、第三者的な立場の人間を立ち会わせてほしいと思う。</p> | <p>携帯電話等通信事業者（6者）には、要請文を発出し、近隣住民への説明会の開催をお願いしているところです。各社の社内規定に基づき、チラシをポストに投函することで近隣住民への説明（説明会）としている事業者もあります。</p> <p>現時点では、条例に説明会の要件として第三者の立会いを規定することは難しいと考えていますが、前例や先進自治体の状況も調べた中で、可能な範囲で対応していきたいと思います。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>⇒ 現時点で、携帯電話基地局に対する専門家の方の御意見は様々であることから、本町で適切に第三者の選定を行うことは困難と考えており、条例へ規定する考えはありません。</p> |
| 14 | 説明会に係る第三者の選定を町で行うことを条例に規定することはできないのか。 | <p>第三者の中にも様々な考え方を持った方がいますので、どの方を選定するのかという課題もあることから、条例に第三者の立場の人を位置付けるかどうかの可否も含めて検討します。</p> <p>⇒ 現時点で、携帯電話基地局に対する専門家の方の御意見は様々であることから、本町で適切に第三者の選定を行うことは困難と考えており、条例へ規定する考えはありません。</p> |
| 15 | 事業者から土地所有者の方への説明もお願いしたいと思う。携帯電話基地局の設置後も、近隣住民からの健康被害の訴えがあったときに、携帯電話基地局の撤去を行っても良いと考えている土地所有者がいると聞いている。 | <p>土地所有者の敷地に携帯電話基地局を建てるになりますので、事業者からの説明の範囲に土地所有者も含まれます。</p> <p>また、土地所有者が事業者からの説明を聞いてどのように考えるかも重要だと思いますし、土地所有者が判断できる材料を提供することは大切だと思います。</p> |
| 16 | 日本は予防に関してはすごく遅れているので、国が良いといったものが必ずしも良いものではないと思う。事業者の活動を侵してはいけないことも理解できるが、町民の安全や健康を守る視点で条例を作ってもらいたいと思う。 | <p>法律に反しない範囲で条例への位置付けを検討します。</p> <p>⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。</p> |
| 17 | パブリックコメントの意見を反映した条例（素案）に対する意見交換の場は設定しないのか。今までの大磯町の条例制定の経過からパブリックコメントが十分に生かされていないと感じている。パブリックコメントの期間を短くしても、条例（素案）に対する意見交換の場を設定することはできないのか。 | <p>他の条例の制定にも携わってきましたが、例えば、条例を作る町の方針に対して、「条例を作る必要はない」といったパブリックコメントに関しては、意見を反映することはできません。</p> <p>なお、様々な御意見をいただいた中で職員としては全体的な部分を俯瞰して、できる限り条例に反映しているという認識です。本条</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | <p>例についても可能な限り反映したいと思っています。</p> <p>また、パブリックコメントに対する御意見については、町の方向性を含めホームページで公表しますので、そちらで御確認いただければと思います。</p> |
| 18 | <p>本日の話を聞いていると町民の健康と福祉を守るという意味合いが強いのではないかと思う。紛争の争点となっているのは健康の問題である。そうするとなぜ、近隣住民の範囲が物理的に基地局が倒壊した場合を想定した基準になっているのか理解ができない。本来ならば、健康被害のもとになっている電磁波の飛ぶ範囲に設定するのではないかと思う。健康を守る視点で条例制定を検討してもらいたい。</p> | <p>今回、骨子（案）は、鎌倉市、二宮町、宮崎県小林市といった先進自治体の条例を参考にして作成しています。</p> <p>携帯電話基地局の高さの2倍という設定については、鎌倉市、二宮町ともに距離を明確に示す根拠がないことから建物の物理的な距離を近隣住民の範囲として条例に定めていると聞いています。</p> <p>現状では、どのくらいの距離が必要なのかを明確な根拠をもって示すことがでませんので、本町でも同様に物理的な距離としています。近隣住民の範囲については、懸念している部分ではありましたので、再度調査したいと思いますが、皆様からも明確な根拠があれば御連絡いただきたいと思います。</p> <p>携帯電話基地局に係る関係者を含め、様々な方に対して説明できる根拠を持って条例を策定していくかなければならないと考えています。</p> <p>⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。</p> |
| 19 | <p>13ページの（4）事業者の責務の「エ近隣住民の範囲に保育園、小・中学校などがある場合は、施設管理者等の意向を尊重するよう努める旨を定める」という部分で具体的にどの人を指しているのか教えてもらいたい。町、校長先生、PTAなどの団体もあるがどこまでの範囲を想定しているのか。</p> | <p>現在の想定としては、町立の小・中学校であれば、設置者が教育委員会になりますので、まずは、教育委員会の意見をもらうことになります。その他にも、当事者として学校長、教頭先生、現場の教職員をここでいう「等」という形で示しています。</p> |
| 20 | 父母会なんかの意見も反映されるのか。 | 現状では、そこまでの範囲を想定していま |

| | | |
|----|--|--|
| | | せんが、いただいた御意見を含めて検討します。そして、施設管理者等の範囲については、条例を制定する際に作成する逐条解説でお示します。 |
| 21 | <p>2005年から「電磁波過敏症」、「化学物質過敏症」の症状が出て約20年になるが、家を手放し、20年勤めた会社も辞めている。友人、知人、家族関係も壊れてしまった。私は35歳の時に診断され、仕事に対する先のビジョンもあつたが、「電磁波過敏症」、「化学物質過敏症」により全て潰れた。その当時は、精神科や心療内科を案内されたが、受診しても原因が分からず、治療方法はないとのことから薬は出せないとと言われた。やっとのことで見つけた北里病院で病名が確定してどんなに安心したことか、診断が出てからは、治療の末に改善している。今まででは、電磁波の影響により家の中に住めないことから車中生活をしていた。電子レンジ等の電磁波が出る家電製品があると家には住めない。症状が改善してからは、家に住むことができるようになったが、今度は仕事が見つからない。仕事が外の環境ではできない。でもだからといって自宅でできる仕事も限られる。長くなってしまうので割愛するが、「電磁波過敏症」や「化学物質過敏症」を発症することで日常生活に大きな影響が出る。厚生労働省も事実を重くみて、ここ数年、罹患者に対するアンケートを実施しており、大学病院を通じてそのアンケートに参加し、2年ごとに経過観察を行っている。小・中学校の子どもは、保護者が正しい知識を持っていないと適切な対応ができない。子どもが身体の不調を訴えても、原因が分からず、精神的な要因として精神科を受診しても、化学物質過敏症とは、真逆の治療法で処方箋も異なるため、症状が悪化することがある。「電磁波過敏症」や「化</p> | <p>可能な範囲で規定したいと考えていますが、事業者が携帯電話基地局を設置しようとする範囲内に、電磁波過敏症に罹患されている方などが居られるかどうか把握していませんので、その際は説明会に御参加していただきたいと思います。</p> <p>⇒ 事業者の責務として、「電磁波過敏症」や「化学物質過敏症」、ペースメーカー装着者に限らず、近隣住民に対して説明及び説明会を開催するように努めることを条例に規定します。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | 学物質過敏症」の罹患者、ペースメーカー装着者に対する配慮を事業者に尊重するよう規定してもらいたい。 | |
| 22 | 罹患者がいることは、事業者は分からぬと思う。住民としては、町に届出書が提出されても、設置場所が開示されなければどこに建つか分からぬ。以前に携帯電話基地局の設置に係る情報公開を行ったが、字名以下の番地は非公開となっていた。そのため、新しく基地局が設置される場所がわからず、アクションができなかつた。他の自治体では、「表示板の設置」を規定しているところがあつたと記憶している。届出書の中で住所が分からなくとも、表示板があれば、近隣住民は知ることができるので検討してもらいたい。 | <p>行政情報を開示する場合には、個人が識別されるおそれがある情報は非公開としていますので、開示することはできません。</p> <p>先進自治体である宮崎県小林市では、携帯電話基地局の設置予定箇所に表示板を設置することを条例に規定していますので、法律の範囲内においてどういった形が適切か検討して条例に規定したいと思います。</p> <p>⇒ 条例（素案）に「標識の設置」を追加しています。</p> |
| 23 | 6月に台町で行われたNTTドコモの説明会に参加した。この条例は、携帯電話基地局を建てるなどを規制できないとのことだが、それで済ませない方が良いのではないかと思う。町内に52基の基地局があるとのことだが、相当多いのではないかと思う。先日の説明会の中でNTTドコモに聞いたところ、新しくできる基地局の近くにも基地局（大磯中学校付近）が建っていると聞いている。さらに、西小磯老人憩いの家の付近にも基地局を発見している。かなり近い距離に基地局があるので、申請があつた箇所すべてに基地局の設置が進めば、乱立することになる。法律がそうでなくとも法律以外のところでかつての開発指導要綱のような行政指導によって改善することができるのでないかと思う。 | <p>法律に抵触する可能性があると懸念しています。昔は開発指導要綱により自治体が指導していた時代もありました。その後、行政手続法など様々な法律ができ、法律の根拠がないものは行政手続きとしての規制が難しくなってきています。</p> <p>一方で、5Gに移行するにつれて今まで以上に携帯電話基地局の設置が必要との見方もあり、思わしくない方向に進んでいくことも危惧されますので、調査・研究した中で条例に規定できるものは規定していきたいと思います。</p> <p>⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。</p> |

| | |
|--|---|
| | う。現に基地局が原因で病気になっている方がいるので町民全体のことを考えるとそこは考慮しなくてはならないと思う。 |
|--|---|

パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について

※御意見等については、原文のまま掲載しています。

| No. | 御意見等 | 町の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>【全体】</p> <p>基地局被害が本当にあるのなら、まず国が法で規制すべき。現状、国が規制するに値する健康被害は確認されておらず、科学的根拠に乏しい。そのような状況下で、町が独自に条例を制定するのは時期尚早である。携帯電話は今や町民に欠かせないインフラであり、特に命に関わる110番や119番等の緊急通報利用にも欠かせない存在である。そもそも町内は起伏の多い地形であり、携帯電話の電波が届きにくい。携帯電話会社の基地局設置の努力によりかなり改善されたが、それでも尚届きにくい場所がある。このまま条例が制定されるならば、各携帯電話会社が基地局の新規設置を控えるだけでなく、既存の基地局を撤去する可能性も考えられる。言い換えれば、緊急通報が繋がりやすくなる改善が見込めないだけでなく、逆に繋がりにくく改悪される可能性がある。一部の町民の健康被害から生まれた条例制定が、緊急通報が繋がりにくいことで助かる命も助からなくなるなど、多くの町民が不利益を被ることになる。健康被害に対する当面の解決策は、多くの町民を巻き込む条例制定ではなく、被害者個人に対する適切な医療の提供等の個別対応で行うべきである。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的として制定するものであり、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。本条例の趣旨を町民や事業者にも周知し、理解していただけるよう努めます。</p> |
| 2 | <p>【全体】</p> <p>意見の主旨：条例素案の「即時見直し」と「行政指導要綱」への移行要求</p> <p>本条例素案は、住民の不安解消という目的は理解できるものの、その硬直的な規制内容が、町が定めた公式計画と町民の生命安全に</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的として制定するものであり、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>直結する防災インフラの整備を著しく遅延させます。既存の行政手続き（「大磯町内における携帯電話等基地局の設置について（要請）」（令和4年11月）の枠組み）で本素案の目的は達成可能なため、不必要的重複規制である条例を新たに設ける合理性が欠如しています。町民の生命安全と公益責任を果たすため、本素案の「即時見直し」と柔軟性に優れた「行政指導要綱」への移行を強く求めます。</p> | <p>ません。本条例の趣旨を町民や事業者にも周知し、理解していただけるよう努めます。</p> |
| 3 | <p>【全体】</p> <p>代替案の提案</p> <p>本条例素案を見直し、町は「行政指導要綱」または「事業者との行政協定」を導入することで、住民の不安の解消と行政手続きの円滑化を図るべきです。</p> <p>1 公益性工事の着工迅速化（着工制限期間の是正）</p> <p>防災強靭化工事については届出をもって直ちに着工を可能とする。</p> <p>2 通信環境の速度・機能向上工事（5G整備を含む）</p> <p>基地局の改造工事については届出から7日間の行政確認期間をもって着工を可能とする。</p> <p>3 既存の報告体制の形式化と町の公開責任の強化</p> <p>既存の報告体制を行政指導要綱として確定させ、事業者の報告内容を町がHP等で速やかに公開し、町が主体となって事業者との連携・仲介を担うことで、紛争予防に努める。</p> <p>4 科学的知見に基づく客観的な情報提供の徹底</p> <p>町は中立的な立場で、WHOや総務省などの公的機関が定める電波防護指針を含む電波の安全性に関する正確な情報を提供し、住民が</p> | <p>本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p> <p>いただいた御意見については、本条例の今後の運用の中で参考にさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | 抱える科学的根拠に基づかない健康不安を解消し、紛争の根本的な原因解消に努める。 | |
| 4 | <p>【全体】</p> <p>私は現在留学のため国外に居住しておりますが、大磯町に実家があり、町の施策は私及び家族の生活安全に深く関わるものです。</p> <p>本条例は、携帯基地局設置に対し計画書提出・標識設置・説明義務など過度な手続きを課す内容となっており、通信会社が大磯を整備の優先地域から外す可能性があります。特に海沿いで災害リスクの高い大磯においては、津波等の緊急時に迅速な避難情報の受信が命に直結します。通信インフラの弱体化は防災上、大きな問題です。</p> <p>また、若い世代にとって通信速度と安定性は生活の基盤です。近年、大磯では楽天の基地局撤去に伴い、大磯駅西側エリアで電波が不安定な事例が生じており、このような状況が拡大すれば帰省や将来のUターンに不安を感じる若者が増え、観光・経済の衰退を招きます。</p> <p>さらに、電磁波健康リスクは科学的根拠が乏しく、景観問題もデザイン配慮により解決可能であるため、通信環境を悪化させてまで規制を強化する合理性は低いと考えます。加えて、福岡県篠栗町では、本条例と同様に基地局設置の事前手続を強化する条例を制定したものの、基地局整備が全く進まず「携帯がつながらない地域」が発生する懸念が生じ、わずか6年で条例を廃止した前例があります。この失敗事例を踏まえ、大磯が通信インフラの後進地域となることを強く危惧します。より安全で利便性の高い町づくりのため、通信を阻害する本条例の内容について再検討を強く求めます。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明することで、紛争を未然に防止することを目的としており、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。</p> <p>なお、本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 5 | <p>【全体】</p> <p>素案が町の公益にもたらす欠陥</p> <p>1 町民の生命を脅かす「防災対策の足かせ」</p> <p>大磯町は津波・土砂災害・河川氾濫といった複合的な災害リスクを抱えており、携帯電話基地局は災害時における「命のインフラ」です。令和6年能登半島地震の教訓が示す通り、大規模災害下において通信インフラの確保は人命救助と情報伝達の要であり、その強靭化は喫緊の課題です。しかし、本素案の第6条に基づく「60日間の着工制限期間」は、この「命のインフラ」である携帯基地局の強靭化工事（72時間非常用電源確保など）を強制的に遅延させます。これは、能登の教訓を無視し、町が負うべき防災上の責任を自ら放棄する行為に他なりません。この遅延は、通信が限界を超えて輻輳した際に、緊急通報や安否確認の機能停止を招き、町民の生命安全を脅かす直接的なリスクとなります。</p> <p>2 政策の自己矛盾と町の成長機会の阻害</p> <p>本素案の規制は、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の実現を妨げ、町の重要な公式計画の目標達成を、町自らの手で阻害するという深刻な行政の自己矛盾を引き起こします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略及び大磯町デジタル化推進計画との矛盾と移住・経済戦略への影響 <p>本規制は、5Gへのアップグレードや設備改造といったデジタル化の基盤整備に対し、町自らが60日間の遅延を強制します。特に、湘南国際マラソンや箱根駅伝といった大規模イベントへの通信容量の迅速な増強対応や、移住者が従事するリモートワーク環境の整備を後退させ、移住促進の人口戦略を自ら阻害</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関する、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。</p> <p>また、設置工事の計画書の提出については、設置工事の内容や事実確認を含め、町役場庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事に着手する日の60日前としており、設置工事の着手を制限するものではありません。</p> <p>なお、本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p> |
|---|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>し、地域経済の活性化を妨げるという重大な結果をもたらします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯町こども計画との矛盾と教育機会の損失 <p>同計画が目標とする「ICT化の促進」についても、この規制が基盤整備を遅らせることを強制し、子どもたちの最先端の情報へのアクセスと公平な学習環境の確保を阻害します。これは、教育機会の深刻な損失を招き、デジタルディバイドを拡大させるという結論に至ります。この構造的な矛盾は、事業者に過度な負担を強いいるだけでなく、大磯町の将来的な成長と行政戦略そのものに決定的な遅延と機能不全をもたらします。</p> <p>3 本素案が目指す目的達成に不適切な「条例形式」の採用</p> <p>本素案の目的である紛争防止は、条例以外の柔軟な手段で達成可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策対応における構造的な遅延リスク <p>硬直的な条例は行政の柔軟性を構造的に奪います。条例は、議会における慎重な審議と議決という民主的手続きを経る法的性質上、その改正に時間を要します。これは、技術革新が急速なICTインフラ整備や、予測不能な事態に対応する防災分野において、制度が環境変化に迅速に追いつけなくなるという重大な政策リスクです。柔軟性に優れる「要綱」形式で対応すべきです。また、本素案には町長が勧告を行うかどうかの期限や紛争解決の判断基準が一切明記されていません。この不透明性は、行政の裁量による工事の長期的な先延ばしリスクを生み出し、ICTインフラ整備の見通しを立てることを不可能にし、事業者の投資意欲を奪います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益を損なう規制内容の過剰性 |
|--|---|

| | | |
|---|--|---|
| | <p>隣接する二宮町など条例を導入している事例があるとしても、大磯町は国と連携した海上からの緊急支援物資の輸送拠点である大磯港の機能と、全国的な大規模イベントの通信確保という、二宮町にはない広域的な公益責任を負っています。本素案のように町民の命と経済に関わる「公益性を伴う工事」まで一律60日間の着工制限を課し、ICTインフラ整備を強制的に停滞させる規制は、極めて過剰であり大磯町の公益を損なうと言わざるを得ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の重複 <p>町は既に既存の「要請」に基づく報告体制を構築しており、この枠組みを強化すれば、条例による過度な規制は不要です。</p> | |
| 6 | <p>【条例の名称】</p> <p>条例の名称について <u>大磯町携帯電話基地局の設置・改造及び契約更新に関する条例</u></p> <p>令和4年前町長名で要請文を出したが改造については守られていないので、条例の名称の中に記載する必要があるため。</p> | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> |
| 7 | <p>【条例の名称・第1条】</p> <p><u>設置等に関する→設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例</u></p> <p>紛争を未然に予防し調整を図ることを→調整を図る を入れる</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 8 | <p>【第1条】</p> <p>～紛争の予防と調整を図ることを目的とす</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>る。</p> <p>(理由：“調整”を目的に加えることで、条例の意図が強まるし、紛争の際には町民は町(行政)の調整が頼りとなる)</p> | <p>前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 9 | <p>【第1条】</p> <p>第1条を次のように改変することを意見とします。(改変は赤字部分)</p> <p>第1条 この条例は、携帯電話基地局から発せられる電磁波から近隣住民の健康及び安全安心を担保する立場から、事業者の携帯基地局等の設置に当たっては、設置計画地の近隣住民等に対して、事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続き、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。</p> <p>「目的」改変の理由＝「事業者と町民との紛争」の根本原因・要因は何か、それは「携帯基地局設置による健康問題」だと言うことを「目的」条項にはっきり書いておく必要があると考えます。</p> | <p>携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p> |
| 10 | <p>【第1条】</p> <p>1 この条例制定の目的を読むと、「事業者と住民との紛争を未然に防ぐ」とありますが、「町民の健康を守る」という観点が全く無視されています。</p> <p>2 条例制定の目的である「町民と事業者との紛争を未然に防止すること」→「町民の健康を守り事業者との紛争を未然に防止すること、そのために町民と事業者と行政は対話を重ねていくこと」に変更する。条例の目的そのものを変えていただくよう真剣に取り組んでいただきたい。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。</p> <p>なお、携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>3 官民、町民が共に対話を重ねていける町でありたい。町は常に町民側についているべきです。どちらを向いて条例を作っているのか疑問です。あなたの家族がもし健康被害にあつたらどうしたら良いのか、当事者の視点が欠如しています。</p> <p>4 大磯町は「自明性を疑う」賢い行政だと思っています。先例から学ぶことはないのです。法律は常に後手後手です。後追いでは何も生まれません。先進的な考え方を大磯町から発信することが大磯町の将来、子どもたちの未来に必ずや繋がると信じています。ずっと住みたい町、大磯。安心して暮らしやすい町、大磯。安全で楽しい町、大磯。ではないでしょうか？</p> | |
| 11 | <p>【第1条】</p> <p>第1条 この条例は携帯基地局の設置等に関し、事業者が設置計画等の手続、そして近隣住民等に対して事前に説明責任を明確にし、これにより町民間、ならびに事業者との紛争を未然に防止して、共に町民の安全安心な環境づくりとなることを目的とする。</p> <p>意見：令和7年3月17日の本会議において採択された「請願」の内容をご参照ください。</p> | 本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、町民の安全安心に資するものと考えますので、条文に「安全で安心なまちづくりをめざす」という文言を追加します。 |
| 12 | <p>【第1条】</p> <p>携帯電話基地局の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置等→「設置、改造、既存基地局の契約更新」と定義 ・携帯電話基地局の設置等に関する基本理念を定め、町、事業者の責務、および町民の役割を明らかにしを追加 ・町民と事業者との紛争の予防と調整、調停を図ることを目的とするを追加 | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | | <p>本条例は、町、事業者、近隣住民の責務を定めており、基本理念や町民の役割を示す考えはありません。</p> <p>また、本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 13 | <p>【第1条】</p> <p>事業者と近隣住民のトラブル未然防止となるが、両者納得するまでは工事は開始出来ないとすべき</p> | <p>住民の承認（合意）を義務づけることは、事業者に法律に基づかない不当な権利制限を課すことになるため規制は困難であると考えます。</p> |
| 14 | <p>【第2条】</p> <p>(2) 事業者 設置又は改造（　）契約更新を→契約更新を入れる（4）アに適用する (4) 周辺住民 追加する (5) 紛争 追加する（二宮町・小林市参考） (6) 調整 追加する（二宮町・小林市参考）</p> | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>自治組織である地区的居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 15 | <p>【第2条】</p> <p>(ウ) として小林市の条例の“(4) 周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である町の居住者をいう。</p> <p>(理由：土地所有者でない借家人であっても町民は対象とすべき)</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>また、土地所有者等とは、大磯町内の範囲内における土地所有者及び一般住宅、集合住宅、事業所、公共施設等の所有者や、それらの施設を占有している者を指しますので、土地所有者ではない借家人も含まれます。</p> |
| 16 | <p>【第2条】</p> <p>根本的に携帯電話基地局の設置は反対ですが、企業側が誠意を持って最低でも300mの範囲の住民に説明を行う条例を義務付けるようお願いいたします。すでに設置している、または設置しようとする土地の所有者に(国内・国外の)健康被害の説明も義務付けていただけますようお願いいたします。</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>なお、本条例を既に設置されているものに対し適用させることは、法の遡及不適用の原則から困難ですが、既存の携帯電話基地局を</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>改造（基地局の形状や電波の出力）する場合は対象とします。</p> <p>また、既存の携帯電話基地局は国の基準を満たしており、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康被害に係る説明を義務づける考えはありません。</p> |
| 17 | <p>【第2条】</p> <p>説明をする範囲は、最低でも300mの範囲→町は建てた基地局の高さの2倍の範囲と規定していますが、実際に電磁波由来で普通の生活が出来なくなった人が複数人この町におられるので、電磁波が届く最低でも300mの範囲に説明をするべきだと思います。</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> |
| 18 | <p>【第2条】</p> <p>基地局を建てる土地の所有者に、健康被害についての事例があることも含めて説明をして欲しいです。</p> | <p>携帯電話基地局は、国の基準を満たしており、電波による健康被害の関連性や影響は認められないことから、健康被害に係る説明を義務づけることは困難であると考えます。</p> |
| 19 | <p>【第2条】</p> <p>定義について 二宮町の条例と同様に紛争、調整を入れてほしい。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等することに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 20 | <p>【第2条】</p> <p>第2条（2） 事業者による設置又は改造とあるが、電子機器の設置であるので追加項目を設けてメンテナンス不良により機器の経年変化等への項目を追加してほしい。</p> | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、維持修繕行為にあたる保守（メンテナンス）については、軽微な行為で改造には</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | | あたりませんが、本条例を運用する中で、必要があれば対象への追加なども検討します。 |
| 21 | <p>【第2条】</p> <p>第2条（4）ア</p> <p>地上から高さの2倍に相当する範囲内があるが、アンテナ数、出力強度により影響範囲は変わるはずであり、なおかつ指向性の方向から200m点が最大となりうると思われる所以2倍とした理由の明示および範囲の再考をお願いしたい。</p> | 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。 |
| 22 | <p>【第2条】</p> <p><u>第2条（定義）の(4)を次のように改変することを意見とします。（改変は赤字部分）</u></p> <p>(4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。</p> <p>ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さから一般的に電磁波の出力有効距離（仕様書記載距離）の範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの</p> <p>イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さから一般的に電磁波の出力有効距離（仕様書記載距離）に相当する範囲内における土地所有者等</p> <p>*「第2条の(4)のア及び、イの「近隣住民の距離的定義について」の改変理由=近隣住民の範囲については、条例制定の「目的」が携帯基地局から発せられる『電磁波』による健康及び安全安心を担保することに鑑み、そ</p> | 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。 |

| | | |
|----|---|--|
| | の電磁波の出力（電磁波）の及ぶ範囲とし、その距離は仕様書等に基づくと規定する。 | |
| 23 | <p>【第2条】</p> <p>(2) 事業者 携帯電話基地局の設置、改造 (当該携帯電話基地局の形状又は出力の変更することをいう。以下同じ)、または契約更新をしようとする携帯電話通信会社をいう。</p> <p>(4) 近隣住民 (ア)既存の建物又は工作物(以下「建築物」という。)に携帯電話基地局を設置又は改造、契約更新 (以下「設置等」という。)をすると き・・・</p> <p>〈下記追加条文〉</p> <p>(ウ) 周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者をいう</p> <p>〈下記追加条文〉</p> <p>(5) 紛争 携帯電話基地局の設置又は改 造、さらに契約更新が住環境に及ぼす影響により、近隣住民および周辺住民(以下「近隣住民等」という。)と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民等と事業者(以下「紛争当事者」という。)との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p> <p>意見：「契約更新」の際については、提出された請願で明記されており、今回条例に記載するのは必須です。</p> <p>また、「周辺住民」の定義についても同様に請願に明記されており、「小林市」での条例でも記載されています。電磁波は近隣住民だけでなく、周辺住民へも影響があるため、各条例項目に、「近隣住民」の記載がある箇所</p> | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造(基地局の形状や電波の出力)する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>には、「周辺住民」の記載を追加し、「近隣及び周辺住民」とし、「近隣住民および周辺住民」の記載がある場合は、「近隣住民等」すべきです。⇒第5条、第6条、第7条、第8条1、2、3、4、第9条、第10条、第11条</p> | |
| 24 | <p>【第2条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等 <p>近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者、土地所有者等をいうを追加</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> |
| 25 | <p>【第2条】</p> <p>説明をする範囲は、最低でも300mの範囲</p> <p>総務省が携帯電話基地局のアンテナから発射される電磁波の距離は500mとの記載をしており、フランスの疫学調査では300メートルの範囲内で人体への影響が認められると言う結果が出ています。法に反しない範囲での条例、という町の意見も分かりますが、国がやってくれないことから町民を守るのが条例の役目ではないでしょうか。電磁波が確実に悪影響と言う事まで言わなくて良いので、『予防原則』に乗っ取った姿勢でこの300mと言うのは必要だと思います。</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> |
| 26 | <p>【第2条】</p> <p>(4) 近隣住民の定義</p> <p>設置する基地局から水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内とあるが基地局から半径500m電波は飛んでもるとされているのに、範囲があまりにも狭いあくまで電磁波に悩む町民を出してはならないと考えるので最低、半径500mとすべき</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 27 | <p>【第2条】</p> <p>(定義) 第2条(4)近隣住民 次に掲げる区分に応じ・・・⇒近隣住民を携帯電話基地局から500mの土地所有者とする</p> <p>理由：総務省のパンフレットでも電磁波の届く距離として500mと図解されている。「建築物」の倒壊リスクは携帯電話基地局の高さの2倍としていたが、そこには電磁波のリスクは考えていなかった。今問題になっているのは電磁波の健康リスクであるため電磁波の届く距離の住民とすべきである。</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> |
| 28 | <p>【第2条】</p> <p>大磯町の第2条(4)の後に⇒二宮町の条例第2条(5)紛争(6)調整を第2条(4)の後に追加する。</p> <p>理由：紛争は全国で起きており約10件も最高裁にまで紛争が進んだことから、大磯でも紛争が起こることは容易に想定されるため。また、調整は大企業と紛争になった場合、町民の声を大切にする行政として、調整する必要が発生するため。</p> <p>(自主的な解決) の空欄のところに二宮町の第6条(自主的な解決)を引用する事。</p> <p>理由：事業者も紛争当事者として・・・紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。大磯町の条例では事業者には紛争の解決に努める努力義務が課されていないのは問題であるため。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等することに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |
| 29 | <p>【第3条】</p> <p>～紛争を未然に防止するための施策を実施する“と共に紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。”</p> <p>(理由：紛争が生じたときは町民は町の調整が頼りなので、町の責務に紛争の調整を入れる)</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等することに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | 「紛争の調整、調整の申出等、調整の打切り、調整の非公開」これらの条文については小林市の条文の規定を使用する。 | なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |
| 30 | 【第3条】 防止するための施策→防止するための施策及び紛争の調整のための施策を | 本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関する、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。 なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |
| 31 | 【第3条】 防止するための施策→防止するための施策及び紛争の調整のための施策を | 本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関する、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。 なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |
| 32 | 【第4条】 <u>第4条（事業者の責務）を次のように改変することを意見とします。</u> 第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、近隣住民の意見を聴き、とりわけ住民の健康及び安心安全に対する理解に努め、紛争の防止に努めなければならない。 「目的」改変の理由=事業者の責務は「条例の目的達成にとって、住民の健康と安全安心の配慮義務であること」を明記する。 | 携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。 |
| 33 | 【第4条】 ペースメーカー装着者、化学物質過敏症患 | 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>者等アレルギー疾患を持つ者の居住する世帯の意向を尊重するよう努めなければならないを追加</p> | <p>地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>そのため、ペースメーカー装着者、化学物質過敏症患者等アレルギー疾患を持つ者の居住する世帯に限らず「近隣住民」の範囲に該当するすべての方を対象としています。</p> |
| 34 | <p>【第5条】</p> <p><u>第5条（近隣住民の責務）</u>を次のように改変することを意見とします。（改変は赤字部分）</p> <p>第5条 近隣住民は、事業者への対応、及び説明等に当たっては真摯に臨むこととし、誹謗、中傷、紛争の防止に努めなければならない。</p> <p><u>「近隣住民の責務」改変の理由</u>＝近隣住民は「事業者と対等平等に、真摯に向き合う姿勢」を忘れないことを明記する。</p> | いただいた御意見については、本条例の逐条解説へ取り入れさせていただきます。 |
| 35 | <p>【第6条】</p> <p>計画書の提出</p> <p>1行目、設置等になっているが設置及び改変としてほしい。近年4Gから5Gへの移行が多いのではないでしょうか。</p> | 本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改変（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。 |
| 36 | <p>【第6条】</p> <p>提出した計画書の内容を変更した時は変更後の計画を町長に提出とあるが届出を工事着手60日前までに提出していれば変更届は1日前でも良いのか？変更届が出された場合はその日から60日をカウントするべき</p> | 設置工事の計画書の提出については、設置工事及び事実確認を含め、町役場庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事を着手する日の60日前としています。変更後の計画書の提出における期間は特に定めていませんが、上記手続き等に支障をきたすことがないよう運用します。 |
| 37 | <p>【第6条】</p> | 本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改変（基地局の |

| | | |
|----|--|--|
| | (計画書の提出) 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置又は改造等をしようとする・・・⇒又は改造を挿入する。 理由：令和4年前町長名で要請文を出したが改造については守られていないため。 | 形状や電波の出力) する場合についても対象としています。 |
| 38 | 【第6条】 第6条の2の後に3として事業者から町に工事計画書が提出された場合、町はHPに載せることを追記する。 理由：携帯基地局の設置情報をスピード一に行わないと近隣住民が知らないうちに携帯基地局が建つことになり理解が得られず、不必要的軋轢を起こすため。 | 本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的としています。そのため、近隣住民が知らないうちに携帯電話基地局が設置されることがないよう、事業者の責務を定めるほか、事業者には設置工事計画書の提出、近隣住民への説明等や標識の設置を求めています。 |
| 39 | 【第7条】 第7条 事業者は計画書を提出と同時に近隣住民等に速やかに携帯電話基地局の設置等計画を・・・ 意見：速やかに対応することで未然に紛争を防ぐことができると考えます（「請願」による）。 | 本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するもので、事務手続きや説明会などにはある程度の期間を要すると考え、携帯電話基地局の設置工事に着手する日の60日前までに当該設置工事の計画書を提出することとしていますが、速やかな対応に努めます。 |
| 40 | 【第7条】 当該標識に係る携帯電話基地局の設置等の工事の計画書を提出と同時に当該設置計画の概要を記載した標識を設置するものとするを追加 | 標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者に確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。 |
| 41 | 【第7条】 標識設置のタイミングは？住民説明がされてから設置するのか計画書が出された時点で設置するのかはつきりしたほうがいい | 標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者に確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。 |
| 42 | 【第7条】 (標識の設置) 第7条の条文の後に⇒設置計画提出と同日標識を設置すること。 理由：近隣住民が携帯電話基地局の設置が行われることを理解できるようにするため。 | 標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者に確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。 |
| 43 | 【第7条】 [意見] | どのような対応が可能か検討します。 |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>設置計画の概要を記載した「標識」に、最も近い既存の携帯電話基地局（他社を含む）との距離を明示する。</p> <p>[理由]</p> <p>大磯町内の携帯電話基地局の数は各社合せて52基と聞いています。大磯町の面積は、17.23平方kmなので、すでに0.33平方kmに1基というかなりの密度になっています。携帯電話基地局の周辺で電磁波過敏症やペースメーカーへの影響など健康被害が訴えられている現状では、これ以上の林立状態は避けたいところです。法律で規制することが無理であれば、既存の基地局から一定の間隔をとることが必要になると思います。そこで設置計画の概要を記した標識に、直近の既存の基地局との距離を明示し、それも含めて近隣住民と真摯な話し合いをすることが重要だと考えます。</p> | |
| 44 | <p>【第8条】</p> <p>1. 事業者は第6条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民等に当該工事の計画の概要を説明し、<u>周知を行い</u>、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>2. 事業者は、近隣住民等から前項の説明について説明会の<u>開催を求められたときは</u>、<u>これに応じなければならない</u>。</p> <p>意見：第8条2においては、この条例の中で一番重要です。事業者の説明会開催は、企業の社会的責任（コンプライアンス）義務です。「請願」にもあるように、紛争の防止と、町民（特にこれから町を担っていくの子どもたち）が<u>安心、安全な環境下での暮らしを守</u>ることが、町としての最も重要な義務です。</p> | <p>本条例では、町民と事業者との紛争を未然に防止するため、事業者の責務を定めているほか、携帯電話基地局を設置する際の計画書の提出や標識の設置、また、説明会の開催などの規定を設けています。事業者には本条例の趣旨を周知し、理解していただけるよう努めます。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 45 | <p>【第8条】</p> <p>基地局を設置する際の説明会は、企業側の努力義務ではなく『絶対に』必要としてほしい。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。</p> <p>なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。</p> |
| 46 | <p>【第8条】</p> <p>大磯町でも上記の条例が出来る段階にあると聞き嬉しく思います。知り合いに電磁波が疑われるような体調の著しい変化で苦しんでおられる方が数名いるので、関心を持っております。ここ数十年の間のすさまじいテクノロジー環境の変化は実際に身を置き経験してきました。そして高齢者になってからは、ついて行けるかどうかも不安になってしまします。幼い子供達は生まれた時からネットワークの中で育ち、その若い親やその子供が成長して行く段階で一体どんな問題が起こってくるのだろうかと心配になります。問題意識を持ち、テクノロジーをうまく活用しながら生活して行くために、行政は最善をつくしていただきたいと願います。この縁多い自然に恵まれた大磯という町では、独自の電磁波から町民を守るための政策を徹底してほしいと思います。空気がきれいだからと喘息の持病を持った子がいる方が移住してくる、自然豊かな環境で子育てをしたいと移住してくる若い家族がいる、そんな大磯の環境を根底から守るための条例になると信じます。</p> <p>事業者が事前に近隣住民に細やかに説明をすることは義務でありその責任を明確に記してください。</p> <p>また、基地局が承認され設置された後に、例えば5Gに変更することになった場合など</p> | <p>住民の承認（合意）を義務づけることは、事業者に法律に基づかない不当な権利制限を課すことになるため規制は困難と考えます。そのため、事業者には、近隣住民に対して説明することにより、近隣住民の理解を得るよう努め、また、意見を聴いて紛争の防止に努めるよう事業者の責務を定めています。</p> <p>なお、携帯電話基地局の設置後に5Gなどに変更するような場合は、改造に当たるため、変更の際には改めて近隣住民に対しては説明等を求めることになります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | は当初の契約とは違ったものになるわけですから、きちんとまた説明責任を果たすことは当然の義務です。契約更新についてもまた住民の承認を得るようにするべきではないでしょうか？ | |
| 47 | <p>【第8条】</p> <p>事業者は……これに応じるよう努め→これに応じ理解を得るよう努めなければならない</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関する、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。</p> <p>なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。</p> |
| 48 | <p>【第8条】</p> <p>基地局条例案に周辺住民に対し、設置・改造契約更新のときに、事業者は説明会を、開催することを、しっかりと入れて下さい。周辺住民の健康が守られ、生活出来ることが大切です。</p> | <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>近隣住民への説明会については、本条例の趣旨を事業者には十分に周知し、理解していただけるよう努めます。</p> |
| 49 | <p>【第8条】</p> <p>近隣住民→近隣住民等</p> | <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改変をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> |
| 50 | <p>【第8条】</p> <p>基地局を設置する際の説明会は、企業側の努力ではなく『必ず』必要です。チラシをちょっと配っただけで、『説明しました』と言われてしまっては、これだけの時間や労力を</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関する、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | かけてわざわざ条例を作る意味がなくなってしまします。 | なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。 |
| 51 | <p>【第8条】</p> <p>土地の所有者にも必ず説明をしていただきたいです。土地の所有者も周辺住民に含まれることですが、所有者がそこに必ずしも住んでいるとは限りません</p> <p>旧ししまいラーメンのすぐ近くにある基地局の土地所有者は、建てた後で●●さんの話を聞き『そんな事があるなんて知らなかつた、知ってたら土地貸さなかつたのに…』と言っていたそうです。</p> | 本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものですので、土地所有者に対しても本条例の趣旨を説明して理解をいただくことを、事業者が計画書を提出する際に確認するようにします。 |
| 52 | <p>【第8条】</p> <p>説明会の開催に応じるよう努めなければならぬとあるが強制力が無くやらないでも良いと捉えることができる</p> | 近隣住民への説明会の開催は努力義務ですので強制力はありませんが、本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものなので、本条例の趣旨を事業者に周知し、理解していただけるよう努めます。 |
| 53 | <p>【第8条】</p> <p>(近隣住民への説明等) 第8条3 開催予定日の7日前までに・・・⇒開催予定日の2週間前までに・・・</p> <p>理由：開催予定日の7日前では回覧等近隣住民へ周知するためには時間がなさすぎる。回覧板でも周知するには最低でも2週間は必要である。</p> | 先進自治体を参考とし、特段の支障は生じていないことから開催予定日の7日前としています。 |
| 54 | <p>【第8条】</p> <p>[意見]</p> <p>① 第1項「周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない」を「周知を行なうとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない」に変える。</p> <p>② 第2項「(前略) 説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない」を「(前略) 説明会の開催を</p> | 近隣住民への説明会の開催は努力義務ですので強制力はありませんが、本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものなので、本条例の趣旨を事業者に周知し、理解していただけるよう努めます。 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>求められたときは、これに応じなければならぬ」に変える。</p> <p>[理由]</p> <p>本条例（素案）は全体的に「努めなければならない」という努力義務の規定になっていますが、とりわけ第8条第1項の「計画の周知」及び第2項の「説明会の開催」は本条例制定の基本に関わる問題であり、努力義務とすることはその趣旨にそぐわないと考えます。</p> | |
| 55 | <p>【第9条】</p> <p>報告書の提出があったときは当該報告書を一般の閲覧に供するものとするを追加</p> | 報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、報告書の開示に応じるとともに、一般の閲覧に供することを定めています。 |
| 56 | <p>【第10条】</p> <p>近隣住民→近隣住民等</p> | 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。 |
| 57 | <p>【第11条】</p> <p>(1) 特別な理由とは何か明確な理由を書くべき</p> <p>第8条で努力義務と書いていて勧告するのはおかしい第8条で説明会の義務化とすべき</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目的として制定するものです。</p> <p>そのため、町、事業者、近隣住民の間に築かれる信頼関係が最も大切であると考えていることから、勧告により改善しない場合の罰則等は設けていませんが、三者の信頼関係を失墜するような行為を抑止するという意味で本条項を規定しています。</p> |
| 58 | <p>【その他（条項の追加等）】</p> <p>紛争の調整</p> <p>ぜひ入れてほしい。町長の権限が町民にとって力になります。</p> | 本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目 |

| | | |
|----|--|--|
| | 調整の申出等 二宮町のように記載してほしい。 | 的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。 なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |
| 59 | 【その他（条項の追加等）】 大磯町携帯電話基地局の設置に関して電磁波のみを考慮しているようであるがアンテナには装置部もあり騒音に関して近隣住民は影響を受ける。項目を追加すべきと思料する。 | 騒音などの苦情や要望については、本条例にかかわらず町からも事業者に対して調査を依頼し、改善を求めます。 |
| 60 | 【その他（条項の追加等）】 紛争の調整、調整の申し出、打ち切り、非公開などの条項を追加する | 本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。 なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |
| 61 | 【その他（条項の追加等）】 <u>以下条例項目追加を強く希望します。</u> 〈追加条例：紛争の調整〉 携帯基地局の設置又はそれに関することで近隣住民等と事業者、又はそれに関することで近隣住民等と事業者、又は町民間で紛争が生じた場合は、町長はあっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。 以下3項目についても、 <u>小林市と同じ条文</u> を追加してください 〈追加条例：調整の申出等、調整の打ち切り、調整の非公開〉 意見：紛争は、 <u>町民間また、町民と事業者間</u> とのこともあります。この条文により、 <u>「目的」</u> にある紛争を未然に防止して、共に町民 | 本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。 なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。 |

| | | |
|----|---|---|
| | <u>の安心、安全な環境づくりができるよう強く望みます。</u> | |
| 62 | <p>【その他（条項の追加等）】 新たに追加していただきたい条文</p> <p>(1) 基本理念 携帯電話基地局の適正な設置又は改造、既存基地局の契約更新（以下「設置等」という）もしくは管理運営は、町、事業者、土地所有者、および近隣住民の相互の信頼、理解及び協力のもとで進められなければならない</p> <p>(2) 紛争の調整 町長は近隣住民等と事業者との紛争が生じたときは、大磯町まちづくり条例（平成13年条例31号）に準じて、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めていますので、基本理念を追加する考えはありません。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加しますが、大磯町まちづくり条例に該当する開発行為等については、条例に基づき指導を行います。</p> |
| 63 | <p>【その他（条項の追加等）】 （紛争の調整）の項目が白紙になっている。 ⇒（紛争の調整）町長は、近隣住民等と事業者との紛争が生じたときは、大磯町まちづくり条例の第9章開発事業に係る紛争調整に基づき、斡旋又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。</p> <p>理由：1979年日本で初めて東京都の23区で携帯電話基地局が設置されて以降、電磁波による健康被害に苦しむ人も出てきています。フランスでは2009年、ベルサイユ高等裁判所で住民勝訴の判決が出ています。日本では住民勝訴の判決は未だありませんが、最高裁まで行った裁判が約10件出ています。従って紛争が起きる可能性は十分想定されます。住民の代表でもある町長が紛争の調整を行うのは重要な役割と考えるためである。</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止すること目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めていますので、基本理念を追加する考えはありません。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加しますが、大磯町まちづくり条例に該当する開発行為等については、条例に基づき指導を行います。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>(調整の申し出) (調整の打切り) (調整の非公表) が空欄になっている。</p> <p>⇒二宮町の第10条 (調整の申し出)、第11条 (調整の打切り)、第12条 (調整の非公開)をそのまま引用する。</p> <p>理由：1979年日本で初めて東京都の23区で携帯電話基地局が設置されて以降、電磁波による健康被害に苦しむ人も出てきています。フランスでは2009年、ベルサイユ高等裁判所で住民勝訴の判決が出ています。日本では住民勝訴の判決は未だありませんが、最高裁まで行った裁判が約10件出ています。従って紛争が起きる可能性は十分想定されます。住民の代表でもある町長が紛争の調整を行うのは重要な役割と考えるためである。</p> | |
| 64 | <p>【第1条・その他（条項の追加等）】</p> <p>① 第1条の「町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする」を「町民と事業者との紛争の予防と調整を図る」にかえる。</p> <p>② 第2条に、次の（5）（6）というふたつの項目を追加する。</p> <p>(5) 紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p> <p>③ 第3条の「町の責務」を、「町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するように努めなければならない」に変える。</p> <p>[理由]</p> | <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>本条例（素案）は、その第1条に「町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする」とだけあり、町民と事業者が紛争にいたる事態は想定していません。しかし、町民と事業者が紛争となる可能性があり、その場合の対応は考えておかなければなりません。二宮町や小林市の条例は「目的」「定義」「町（市）の責務」にこれを想定して、「紛争の調整」の考え方を盛り込んでいます。本条例（素案）に、このことが規定していないのは、先行の条例からの後退と考えざるを得ません。このため、上記①～③を内容とする意見を提出します。</p> <p>上記の意見にともない、第5条の次に「自主的な解決」の条文を加える。また「調整」に関連して「調整の申出」「調整の打ち切り」「調整の非公開」等の条文を加える。</p> | |
| 65 | <p>【その他】</p> <p>参考資料1～3を拝見しました。以下通り意見表明をいたします。</p> <p>No.1 主なご意見等に対する町の対応について</p> <p>「近隣の住民の範囲」について町の表現では物理的に安全な範囲としているが、本件は健康被害を受けている方々、また危機感を持たれている方々よりの切なる要望であるので今一歩踏み込んでいただきたい。</p> <p>① 「適切な範囲を検討します」→「適切と思われる範囲を設定します」に変更する。</p> <p>② 宮崎県小林市の「近隣の住民および周辺住民」にならって、大磯町も「近隣の住民および周辺住民」に変更する。</p> <p>③ ②より踏み込んで大磯町独自の表現「景観法」の観点より、地域住民から基地局設置は大磯町の景観を損なっている、町民の健康被害をもたらしているという視点を入</p> | <p>「適切な範囲を検討する」については、町民説明会の場での町側の発言を記載したものです。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>また、町の景観の観点で支障が生じた場合は、必要に応じて景観法及び大磯町景観条例により対応します。</p> <p>なお、携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | れる。 | 対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。 |
| 66 | <p>【その他】</p> <p>参考資料1～3を拝見しました。以下の通り意見表明をいたします。</p> <p>No. 10の主なご意見等に対する町の対応について</p> <p>憲法で国民は「営業の自由」を保障するとの記載があります。企業の立場も尊重された表現と思われますが、同時に「公共の福祉」に反してはならない。まずは基本的人権の尊重があるはずです。大磯町の基本目標においても「誰もが安全に安心して暮らせる町づくり」とうたわれています。まずは町民の健康を守るという立場から本件に真剣に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、「法律に反する条例から裁判を…」と記載されていますが、上に同じく町の行政は町民の健康を守るという立場で闘っていたいきたいのであります。声をあげられない子どもたち、愛すべきペットたち、声を上げられない罹患者たち、自然界の動植物、生物たち等々、さらに俯瞰して、また視野を広げてみてください。</p> | 携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えますが、町にできることがあれば対処します。 |
| 67 | <p>【その他】</p> <p>これから建てられる物だけでなく現在建っている物含め、それが基地局と言う明記をして欲しいです。素人にはただの電柱や防災無線等との区別がつけられません。</p> <p>また、それが健康に影響を及ぼしていると考えられる時に何処に相談したら良いかも、あちこちたらい回しにされないよう基地局に明記しておいていただきたいです。</p> | いただいた御意見は、機会を捉えて国や事業者へ伝えます。 |

| | | |
|----|---|--|
| 68 | <p>【その他】</p> <p>役場に携帯基地局問題の窓口を作ってもらいたい。</p> <p>理由：どこに相談して良いか分からぬ為。</p> | 本条例を所管する政策課で対応します。 |
| 69 | <p>【その他】</p> <p>携帯基地局の設置後の体調不良について事業者に申し入れが出来るような条例を作ってほしい。</p> <p>理由：携帯基地局を設置後事業者に申し入れする方法が分からぬ為。</p> | 携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。 |

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、安全で安心なまちづくりをめざすことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。
- (2) 事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。
- (3) 土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
 - ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの
 - イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等
- (5) 紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。
- (6) 調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。

（町の責務）

第3条 町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するための施策を実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとする場合において、近隣住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則に定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該

施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

(自主的な解決)

第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。

(計画書の提出)

第7条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を町長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を町長に提出しなければならない。

(標識の設置)

第8条 事業者は、近隣住民に携帯電話基地局の設置等計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置等計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。

(近隣住民への説明等)

第9条 事業者は、第7条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。

(報告書の開示等)

第10条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。

2 町長は、前条第4項の報告書の提出があったときは、当該報告書を一般の閲覧に供するものとする。

(調整の申出等)

第11条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を町長に申し出ることができる。

2 町長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、これを行う。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合においては、相当な理由があると認めたときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。

4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。

5 町長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調整の打切り)

第12条 町長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

(調整の非公開)

第13条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外のものには、原則として非公開とする。

(計画廃止の届出等)

第14条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。

(勧告)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者
- (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者
- (3) 第9条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。